産労政第 ２５５ 号

令和３年６月１７日

　一般社団法人埼玉県経営者協会

　　会長　原　敏成　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　埼玉県産業労働部長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　板東博之（公印省略）

飲食店に対する酒類の提供に関する要請内容の変更について（依頼）

　本県の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施については、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

　このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の４第３項に基づき、本県のまん延防止等重点措置期間が６月２１日から７月１１日まで延長されました。

　これまで、県では、感染拡大防止対策のため、県内飲食店（カラオケ店、バー等を含む。）を運営する事業者の皆様に対し、酒類の提供を終日、自粛するよう要請してまいりました。

　本県の感染状況は、新規陽性者数の減少傾向がみられるなど改善してきており、６月２１日からは、酒類の提供について、下記のとおり要請内容を変更いたします。感染状況は予断を許さず、条件付きとはなりますが、酒類の提供ができるようになります。

　つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、事業者の皆様に要請内容の変更について周知くださるよう御理解、御協力をお願いいたします。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 措置区域  （さいたま市、川口市） | 措置区域以外 |
| 営業時間 | 午前５時から午後８時まで | 午前５時から午後９時まで |
| 酒類の提供時間 | 午前１１時から午後７時まで  ただし、次の条件を遵守すること。 | 午前１１時から午後８時まで  ただし、次の条件を遵守すること。 |
| 条件①  「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋（プラス）」の認証 | 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋（プラス）」について、県の認証を受けること。※ | 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋（プラス）」について、県の認証を受けること。※ |
| 条件②  酒類提供の人数上限 | １人、又は同居家族（介助者を含む。）のみのグループに限る。 | ４人以下、又は同居家族（介助者を含む。）のみのグループに限る。 |

※　６月２１日時点で認証を受けていない飲食店にあっても、７月１１日までに認証を受けられるよう申請いただければ、酒類の提供は可能となります。認証を受けるまでの間は、セルフチェックシートにより感染防止対策を確認し、特に、基本４項目の①アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、②手指消毒の徹底、③マスク着用の推奨、④換気の徹底を遵守してください。詳しくは、県のホームページを御覧ください。

　　https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen-insyokutenplus.html

担　当　産業労働部経済対策担当

電　話　０４８－８３０－３７０２

メール　a3710-16@pref.saitama.lg.jp